

別表7 保管場所面積の算定書

1. 容器保管必要面積	容器の直径又は縦()m×容器の直径又は横()m×容器数()個÷段数()段) = ①_____m ²		
2. 資源保管必要面積	資源コンテナ底面積()m ² ×資源コンテナ数()個)÷積み重ね()÷段数()段) = ②_____m ² ※資源コンテナ数が6個の場合は積み重ねは出来ません		最低必要面積 1.20m ² (0.60m ²)
3. 洗浄排水設備面積	③_____m ²	4. 作業上必要面積	④_____m ² 保管場所面積①～④合計_____m ²

5. 燃やすごみ・燃やさないごみの持ち出し場所	戸数() × 0.1m ² = ⑤_____m ²	6. 粗大ごみ持ち出し場所	⑥_____m ²
-------------------------	--	---------------	----------------------

【算定上の注意】

1. 棚を設置する場合は2段（高さ80cmから100cmまで）までとする。
2. 資源コンテナ（びん・缶・ペットボトル・発泡トレイ用が各1個。古紙類用が2個。合計6個。）の最低必要面積は1.20m²（棚を設置した場合は0.60m²）とする。
7個以上必要な場合は1段につき2個までの積み重ねも可能とする。
※古紙類の保管設備としてはコンテナは使用しないが、面積算定のため便宜上コンテナによる換算をしている。

3. 保管設備の外寸

種 類	反転コンテナ	60ℓ容器	資源コンテナ
外寸（メートル）	縦0.59m×横1.36m×高さ0.89m	丸型 直径0.60m×高さ0.55m 角型 縦0.35m×横0.55m×高さ0.60m	縦0.37m×横0.53m×高さ0.33m (面積の算定では0.20m ² で計算する)

※容器の規格はメーカーによって異なるので、上記より小さい場合はカタログを添付すること。

4. 洗浄排水設備面積及び作業上必要面積は、容器の洗浄や出し入れが十分に行える面積を確保すること。
5. 住宅用建築物には、廃棄物保管庫とは別に燃やすごみ・燃やさないごみの持出場所を設置すること。面積は戸数×0.1m²以上とする。
6. 住宅用建築物には、廃棄物保管庫とは別に粗大ごみ置場を設置すること。面積は3.00m²以上とする。